日置電機株式会社

所 在 地:上田市小泉 事業内容:製造業

労働者数:933名(男675名、女258名)



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成30年1月1日 ~ 令和元年12月31日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 計画期間内に、育児休業の取得に関して、次の基準以上にする 男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること
 - ② 所定外労働時間削減のための施策を行う
 - ③ 有給休暇の取得促進日数を1人当たり平均年間12日以上とする

2. 目標に対する取組結果

- ① 男性6名育児休業を取得
- ② 勤怠記録システムを導入し、フレックス勤務など柔軟な働き方を可能とした
- ③ 2019年1人当たり年平均13.2日有給休暇を取得

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 育児休業取得者 6名 取得率 14%

<女性> 育児休業取得者 8名 (出産した女性労働者8名、育児休業取得率100%)

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(特例認定基準7)
 - ・小学校卒業までの子を養育する者に対し、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰 下げの制度、フレックスタイム制度
 - ・小学3学年終了までの子を養育する者に対し、短時間勤務制度
- (2) 時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況(特例認定基準8)
 - ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であること 45 時間以上の月 0月
 - ② 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと 60 時間以上の者 0人
- (3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(特例認定基準9)
 - ① 所定外労働の削減措置

(基幹経営職とパート社員を除く) 全社員対象のフレックス勤務導入

- ② 年次有給休暇の取得促進措置
 - 「脳活休暇」制度により連続休暇を促進
- ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置 小学校卒業までの子を養育する者に対し、所定外労働・休日労働の免除、2 時間以内の時差出勤 小学3 学年終了までの子を養育する者に対し、短時間勤務制度
- (4) 出産した女性の継続就業率(特例認定基準10) 100%
- (5) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組(特例認定基準11) 女性社員の展示会参加研修実施